

令和5年5月8日

ご利用者様 ご家族様

デイサービス しずか
管理者 田村 陽一
(0897) 47-5420

『新型コロナウイルスの感染症法上の位置付け移行後の対応について』

皆様方には常日頃より感染症対策にご理解ご協力の上ご利用いただき、誠にありがとうございます。
ございます。

さて、令和5年5月8日から新型コロナウイルス感染症の法的な位置付けが「2類相当」から「5類感染症」に引き下げられます。これを受けて当事業所での今後の対応方法を厚生労働省の方針とも照らし合わせ以下の通りご案内いたします。

・マスク着用について

R5.3/13より着用は個人の判断とし重症化リスクの高い高齢者等（基礎疾患を有する方、妊婦）は感染拡大時の混雑した場所に行く場合着用が有効とされています。

・新型コロナウイルスに感染した場合

- ・特に発症後5日間は他人に感染させるリスクが高いことから、発症日を0日目（※1）として5日間は外出を控えること（※2）、
- ・5日目に症状が続いていた場合は、熱が下がり、痰や喉の痛みなどの症状が軽快して24時間程度が経過するまでは、外出を控え様子を見ることを推奨されます。症状が重い場合は、医師に相談してください。

※1）無症状の場合は検体採取日を0日目とします。

※2）こうした期間にやむを得ず外出する場合でも、症状がないことを確認し、マスク着用等を徹底

- ・学校保健安全法施行規則においても、「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」を新型コロナウイルス感染症による出席停止期間としています。

※10日間が経過するまでは、ウイルス排出の可能性あることから、不織布マスク

を着用したり、高齢者等ハイリスク者と接触は控える等、周りの方へうつさないよう配慮しましょう。発症後10日を過ぎて咳やくしゃみ等の症状が続いている場合には、マスクの着用など咳エチケットを心がけましょう。

・濃厚接触者についての考え方

保健所から濃厚接触者と特定されることはなく外出自粛も求められませんが発症者と接触後5日間は体調に注意し（7日目迄発症リスクあり）ハイリスク者との接触は控える配慮をお願いします。

当事業所におきましても職員はこれまで通りマスク着用を継続とし、換気、手洗い、指消毒等感染対策の励行に努めてまいります。マスク着用につきましては熱中症対策も考慮し柔軟に対応しますが送迎車両乗車時や特養施設共有部分等では着用のご協力を引き続きお願い致します。